

弁理士試験 最短合格ゼミ

【口述試験“超”実践的マニュアル】

SAMPLE

第一巻 条文攻略編

発行

知財チャンネル
CHIZAI-CHANNEL

弁理士

著者

奥町 哲行

弁理士

判例案内人

弁理士試験 最短合格ゼミ

【口述試験“超”実践的マニュアル】

第一巻 条文攻略編

SAMPLE

CONTENTS

- ① 条文を正確に暗唱できるようにすること
- ② 定義規定の存在と意味を確認しておくこと
- ③ カッコ書きに留意すること
- ④ 条文を正確に使えるよう準備する
- ⑤ 条文番号で書いてある事項の内容を把握しておくこと
- ⑥ 準用に留意すること
- ⑦ 法改正は特に留意すること
- ⑧ 青本、改正本、審査基準をやること
- ⑨ 判例について

発行

知財チャンネル
CHIZAI-CHANNEL

弁理士

著者

奥町 哲行

弁理士

判例案内人

< 条文攻略編 >

本編では条文の読み込みに際し、どのような点に留意すればよいか、単に読み込むこと以外に何をすべきか、といった条文の勉強法について、適宜、具体例を交えながら解説していきます。

① **条文を正確に暗唱できるようにすること**

昨今の口述試験では、条文そのものを暗唱させられる場面が多くなっています。その際、かなりの正確性が要求されます。

口述試験の再現を聞くと、

「もっと正確に！」、「条文どおりに！」、「条文にはそう書いてありますか？」等と言われる場面が多いです。

また、何年か前までは「条文集を見ても合否には影響がない」と説明されていました。が、昨今はこの説明がなくなりました。

昨今は、条文そのものを聞かれている場面で条文集を参照しようとしても、参照を許されないか、あるいは許容されるもののその出題に対しては点数を与えない仕組みになっているようです。

考えてみれば、条文を問われている場面で条文集を見ればそこに答えが書いてあるのですから、当然といえば当然ですね。

また、条文そのものを聞いている場合、助け舟を出すと答えを教えてしまうのに等しくなる場合が多く、試験委員側も助け舟を出しにくいという事情が考えられます。

このような状況下、実際に、問われた条文を正確に暗唱できないままに時間を使い過ぎ、その科目についてC判定（不合格判定）となる例が見られます。

したがって、口述に臨む受験生は、1つでも多くの条文を暗唱できるように条文を暗記しておくことが重要なのです。

このときの「暗記」とは、短答式試験に臨むときのように内容を把握しているだけでは足りず、基本的には、条文集に書いてあるままの形で口に出して言える状態での暗記をいいます。

例えば、あなたは今、特許法25条の規定を一字一句、条文通りに口頭で言えますでしょうか？

特許法69条は？

そんなところは出題されないだろうとお考えかも知れませんが過去には実際に出題されているのです。

ではどうするか？

まず、条文を読み込むときは、条文集を一旦閉じて、必ず声に出して読んでみることに。

よく分かっていると思っていた条文であっても意外なほど言えないことに気づくことでしょう。

普段は読み流している何気ない文言が正確に言えないことに気づくことでしょう。

また、条文集を読み込みながら自分がどの文言を言い間違えやすいか、忘れやすいか、条文集にマークしておくといいでしょう。

このマーキングが直前（試験当日含む）の見直し時に威力を発揮します。

①のポイント

- 声に出して条文を読む
- 助け舟や条文集をあてにしない
- 1つでも多くの条文を暗記する
- 間違えやすい、忘れやすい文言をマーキングしておく

(参考条文)

■ 特許法 25 条 (外国人の権利の享有)

日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

- 一 その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。
- 二 その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。
- 三 条約に別段の定があるとき。

■ 特許法 69 条 (特許権の効力が及ばない範囲)

- 1 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。
- 2 特許権の効力は、次に掲げる物には、及ばない。
 - 一 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物
 - 二 特許出願の時から日本国内にある物
- 3 二以上の医薬（人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下この項において同じ。）を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する医薬には、及ばない。

② 定義規定の存在と意味を確認しておくこと

条文中において、ある特定の文言についての定義をしている箇所があります。

例えば、特許法17条の3において、「特許出願の日」という文言についての定義がおかれています。

このような定義規定は、その存在を意識して把握していないと、いざ問われた時にお手上げです。

仮に条文集の参照が許されたとしても、そもそもどこに定義されているのか見当がつかないといたずらに時間だけが過ぎ、試験委員に与える心証も著しく悪化します。

よって、定義規定はあらかじめ十分にチェックしておくことが必要です。

チェックすべき定義規定の一例を以下に示します。

【特許法】上の重要定義

■ 特許法2条3項・4項（「物」、「実施」、「プログラム等」の各定義）

3項 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4項 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの）をいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

■ 特許法 3 条 2 項（「手続」の定義）

2 項 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

■ 特許法 8 条（「在外者」、「特許管理人」の各定義）

1 項 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

2 項 特許管理人は、一切の手続及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

■ 特許法 17 条の 2（「拒絶理由通知」の定義）

1 項 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の際の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第 50 条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第 50 条（第 159 条第 2 項（第 174 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 163 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第 50 条の規定により指定された期間内にするとき。

■ 特許法 17 条の 3（「特許出願の日」の定義）

特許出願人は、特許出願の日（第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第 43 条第 1 項又は

第43条の2第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第41条第1項、第43条第1項又は第43条の2第1項若しくは第2項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第64条第1項において同じ。）から1年3月以内（出願公開の請求があつた後を除く。）に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

■ 特許法18条の2（「弁明書」の定義）

1項 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。

2項 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、**弁明を記載した書面**（以下「**弁明書**」という。）を提出する機会を与えなければならない。

■ 特許法29条の2（「特許掲載公報」、「実用新案掲載公報」の各定義）

特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に**第66条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報**（以下「**特許掲載公報**」という。）の発行若しくは出願公開又は**実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報**（以下「**実用新案掲載公報**」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第36条の2第2項の外国語書面出願にあつては、同条第1項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第1項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

【意匠法】上の重要定義

■ 意匠法8条（「組物」の定義）

同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

■ 意匠法9条の2（「願書の記載」の定義）

願書の記載（第6条第1項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第2項の規定により記載した事項を除く。第17条の2第1項及び第24条第1項において同じ。）又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

■ 意匠法10条（「本意匠」、「関連意匠」、「意匠登録出願の日」の各定義）

1項 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第15条において準用する特許法（昭和34年法律第121号）第43条第1項又は第43条の2第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1983年3月20日のパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第20条第3項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合に限り、第9条第1項又は第2項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

【商標法】上の重要定義

■ 商標法 2 条 1 項（「標章」、「商標」の各定義）

1 項 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

■ 商標法 4 条 1 項 1 1 号（「指定商品、指定役務」の定義）

1 項 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

1 1 号 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第 6 条第 1 項（第 6 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

■ 商標法 5 条（「立体商標」、「標準文字」の各定義）

2 項 商標登録を受けようとする商標が立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（以下「立体商標」という。）について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

3 項 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。